

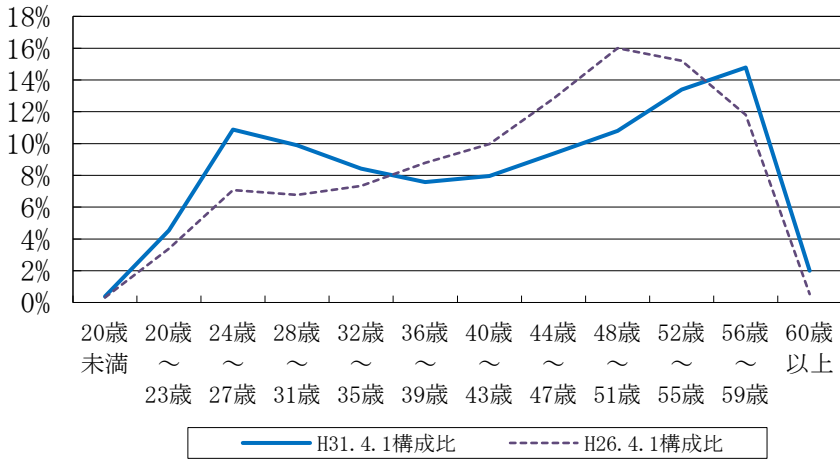
1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位：人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	700	709	9	シアター・オリンピックス、冬季 国体スキー競技会開催に伴う増
	民生・衛生	763	733	△30	全国健康福祉祭終了に伴う減
	商工・労働	248	256	8	世界で最も美しい湾クラブ総会の 開催、立山黒部世界ブランド化推 進に伴う増
	農林水産	759	768	9	国営緊急農地再編整備事業推進に 伴う増
	土 木	727	721	△6	道路維持管理業務の見直しに伴う 減
	小 計	3,197	3,187	△10	(参考：人口10万人当たり職員数305人)
部 門 特 別 行 政	教 育	8,672	8,591	△81	児童・生徒数の減による教職員数 の減
	警 察	2,298	2,276	△22	
	小 計	10,970	10,867	△103	(参考：人口10万人当たり職員数1,040人)
会 計 公 営 企 業 等	病 院	1,047	1,047	0	
	そ の 他	116	119	3	
	小 計	1,163	1,166	3	
合 計		15,330	15,220	△110	(参考：人口10万人当たり職員数1,457人)

注 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを
含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



（平成31年4月1日現在の年齢別職員構成比）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 58	人 690	人 1,657	人 1,505	人 1,283	人 1,154	人 1,212	人 1,427	人 1,642	人 2,038	人 2,250	人 304	人 15,220
構成比	% 0.4	% 4.5	% 10.9	% 9.9	% 8.4	% 7.6	% 8.0	% 9.4	% 10.8	% 13.4	% 14.8	% 2.0	% 100

(3) 定員管理計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員管理計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、定員適正化計画及び集中改革プランに基づき、平成21年度から平成26年度までの5年間で、職員数（基準：平成21年4月1日〔3,584人〕）の7.2%（257人）の削減、平成16年4月（4,159人）からの10年間で20%（832人）の削減に努めてきた結果、平成21年4月からの5年間で8.3%（297人）、平成16年4月からの10年間で21.0%（872人）の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

さらに、依然として厳しい社会経済情勢や行政の簡素効率化に不断に取り組む必要があることに鑑み、平成27年2月に新たに定員管理計画を策定し、職員数を平成31年4月1日までに、平成26年4月1日を基準として5%（165人）削減、その上で今後の社会経済情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、県政の重要施策や新たな行政需要に対応が必要な部門には2%（65人）の範囲内で必要な人員を措置し、純減としては3%（100人）以上の削減を目標としたところ、平成31年4月までの5年間で3.0%（100人）の削減を達成しました。

《定員管理計画の進捗状況：一般行政部門》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	計
職員数	3,287	3,254	3,229	3,213	3,197	3,187	
増減数 (基準)		△33	△25	△16	△16	△10	△100
増減率		△1.0%	△0.8%	△0.5%	△0.5%	△0.3%	△3.0%

② 教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、平成22年度から平成27年度までの5年間で、教育委員会事務局及び学校の職員数（基準：平成22年4月1日〔987人〕）の7.3%（72人）の削減を目標としていたところ、平成25年度に目標を達成し、さらに平成27年4月までの5年間で、8.5%（84人）の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

定員の管理については、行政の簡素化・効率化を進め、引き続き努力していく必要があることから、平成27年4月を基準とした新たな定員管理計画を策定し、令和2年4月1日までに3%の削減を目指すこととしております。

《定員管理計画の進捗状況：教育部門（教員を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	計
職員数	903	897	894	890	871		
増減数 (基準)		△6	△3	△4	△19		△32
増減率		△0.7%	△0.3%	△0.4%	△2.1%		△3.5%

③ 警察部門

警察部門では、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員数については、平成23年度から平成28年度までの5年間で、職員数（基準：平成23年4月1日〔144人〕）の7.7%（11人）の削減を目標としていたところ、平成28年4月までの5年間で、7.7%（11人）の削減となり、目標を達成しました。

さらに、平成28年4月を基準とした新たな定員管理計画を策定し、令和3年4月1日までに3%の削減を目指すこととしております。

《定員管理計画の進捗状況：警察部門（警察官、専門的業務従事者等を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	計
職員数	133	131	131	129			
増減数 (基準)		△2	±0	△2			△4
増減率		△1.5%	±0%	△1.5%			△3.0%

④ 適正化の手法（平成30年度実施内容）

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 業務の効率化等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 行政改革による人員の削減状況

	H16.4.1 基準	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	累計
一般行政部門	4,159	3,332	3,287	3,254	3,229	3,213	3,197	3,187	－
	－	△32	△45	△33	△25	△16	△16	△10	△972
	－	△0.8	△1.1	△0.8	△0.6	△0.4	△0.4	△0.3	△23.4
特別行政部門	11,633	11,180	11,151	11,066	11,029	11,024	10,970	10,867	－
	－	△60	△29	△85	△37	△5	△54	△103	△766
	－	△0.5	△0.2	△0.7	△0.3	△0.0	△0.5	△0.9	△6.6
教育部門	9,429	8,933	8,907	8,798	8,762	8,741	8,672	8,591	－
	－	△53	△26	△109	△36	△21	△69	△81	△838
	－	△0.6	△0.3	△1.2	△0.4	△0.2	△0.7	△0.9	△8.9
警察部門	2,204	2,247	2,244	2,268	2,267	2,283	2,298	2,276	－
	－	△7	△3	24	△1	16	15	△22	72
	－	△0.3	△0.1	1.1	0.0	0.7	0.7	△1.0	3.3
公営企業等	1,048	1,047	1,055	1,064	1,113	1,135	1,163	1,166	－
	－	15	8	9	49	22	28	3	118
	－	1.4	0.8	0.9	4.7	2.1	2.7	0.3	11.2
合計	16,840	15,559	15,493	15,384	15,371	15,372	15,330	15,220	－
	－	△77	△66	△109	△13	1	△42	△110	△1,620
	－	△0.5	△0.4	△0.6	△0.1	0.0	△0.2	△0.7	△9.6

注1 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H16.4.1職員数）に対する比率です。

注2 累計の下欄の上段は基準数（H16.4.1職員数）に対する増減数、下段は基準数（H16.4.1職員数）に対する増減率です。

(4) 採用の状況（平成30年度）

- ①知事部局等 241人採用（競争試験：106人、選考：135人）
※平成29年度 240人採用（競争試験：125人、選考：115人）
- ②教育委員会 317人採用（競争試験：12人、選考：305人）
※平成29年度 321人採用（競争試験：10人、選考：311人）
- ③警察本部 102人採用（競争試験：94人、選考：8人）
※平成29年度 111人採用（競争試験：108人、選考：3人）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（平成30年度）

- ① 知事部局等
- ア 一般職員 363人（部長：6人、次長：12人、室長：31人、
課長：74人、課長補佐：130人、係長：110人）
- ② 教育委員会
- ア 一般職員 50人（室長：4人、課長：7人、課長補佐：34人、係長：5人）
- イ 教員 174人（校長：68人、教頭：106人）
- ③ 警察本部
- ア 一般職員 13人（課長：1人、管理官：3人、課長補佐：4人、
係長：5人）
- イ 警察官 67人（警視：11人、警部：22人、警部補：34人）

注（ ）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（平成30年度）

- ① 知事部局等 216人退職（※平成29年度 223人退職）
- ② 教育委員会 475人退職（※平成29年度 406人退職）
- ③ 警察本部 168人退職（※平成29年度 154人退職）

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
30年度	1,063,293	482,135,675	1,303,733	131,761,661	27.3
29年度	1,069,512	476,865,631	1,601,142	131,893,498	27.7

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高の教員、警察官に支給される給与・退職手当・
共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

注3 住民基本台帳人口は、各年1月1日時点での人口です。

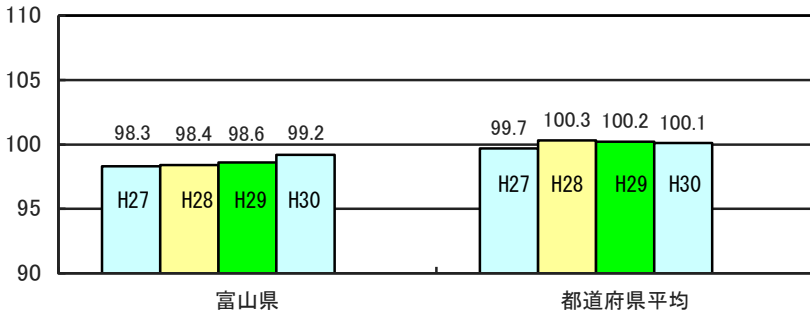
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	14,042	61,065,726	11,180,608	24,218,131	96,464,465	6,870
29年度	14,237	61,770,994	11,251,822	24,271,129	97,293,945	6,834

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

(4) 一般行政職の給料表の状況（平成31年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600	527,500	559,500

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	43歳11月	329,600円	402,800円
30年4月1日現在	43歳11月	331,100円	406,600円

注1 平均給料月額とは、平成31年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。（以下同様です。）

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	58歳6月	299,300円	330,100円
30年4月1日現在	58歳6月	295,600円	323,000円
うち運転手	57歳2月	336,100円	377,900円
30年4月1日現在	57歳0月	323,700円	353,300円
うち用務員	57歳10月	271,200円	277,500円
30年4月1日現在	56歳10月	295,800円	305,700円

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い2つの職種を選んで記載してあるものです。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳8月	380,900円	427,300円
30年4月1日現在	45歳7月	380,700円	427,200円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	42歳10月	358,800円	394,100円
30年4月1日現在	43歳2月	360,900円	396,600円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	38歳6月	316,500円	422,300円
30年4月1日現在	38歳6月	315,100円	415,100円

(6) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 職	大学卒	187,200 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	148,600 円
技 能 職	高校卒	146,000 円	—
	中学卒	138,000 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	209,100 円	—
	短大卒	183,900 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	209,100 円	—
	短大卒	186,700 円	—
警 察 職	大学卒	214,100 円	209,700 円
	高校卒	178,100 円	171,200 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）

経験年数		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一 般 職	大学卒	282,900 円	335,600 円	368,900 円
	高校卒	237,900 円	287,300 円	338,000 円
技 能 職	高校卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
高等学校 教 育 職	大学卒	327,700 円	372,700 円	403,300 円
	短大卒	該当者無し	318,500 円	336,800 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	330,900 円	373,100 円	397,100 円
	短大卒	301,700 円	348,200 円	377,000 円
警 察 職	大学卒	301,800 円	352,200 円	387,200 円
	高校卒	270,400 円	313,300 円	361,500 円

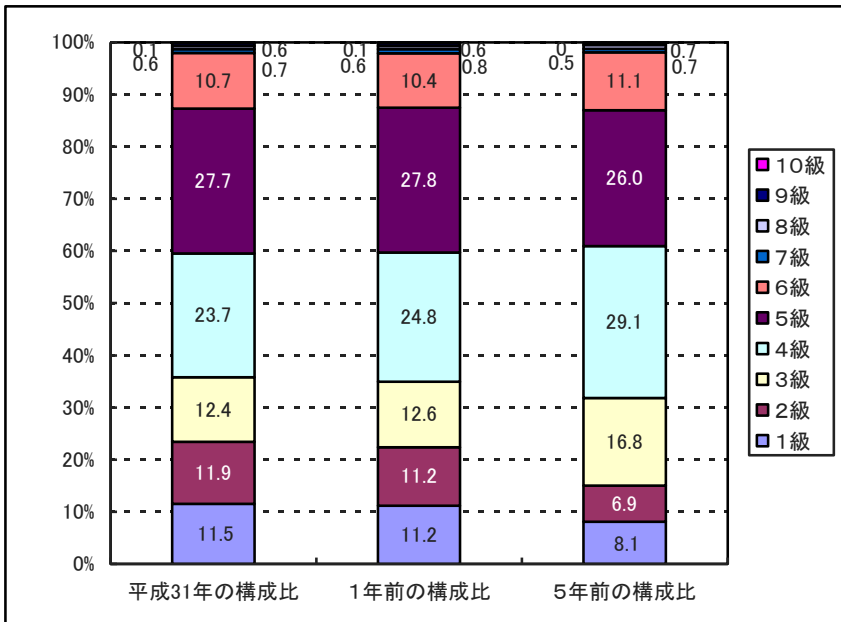
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	377	11.5	11.2	8.1
2級	主事、技師	391	11.9	11.2	6.9
3級	係長、主任	406	12.4	12.6	16.8
4級	係長、主任	775	23.7	24.8	29.1
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	908	27.7	27.8	26.0
6級	本庁の課長、出先機関の長	349	10.7	10.4	11.1
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	23	0.7	0.8	0.7
8級	本庁の次長	21	0.6	0.6	0.7
9級	本庁の部長	21	0.6	0.6	0.5
10級	本庁の部長	2	0.1	0.1	0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前1年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8号給）を決定。

平成31年1月1日の昇給において、行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している職員、1月1日付けで採用になったなどの理由により昇給しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた1年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員2,626名中、上位区分（1～8号給）に決定された者が653名（24.9%）、標準区分（0～4号給）に決定された者が1,965名（74.8%）、下位区分（0～2号）に決定された者が8名（0.3%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55歳以上の職員は標準区分（0号給）、上位区分（1～2号給）であるため。

(10) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富山県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,669千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～10% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～10% 管理職加算 15～25%

注（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤労手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 勤労手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6月支給分は前年度後期（10～3月）、12月支給分は当年度前期（4～9月）の結果を用いる）及び勤労手当支給前6月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～131/100）を決定。

令和元年6月の勤労手当において、行政職（知事部局）の職員2,780名中、上位区分（98.5/100～131/100）に決定された者が843名（30.3%）、標準区分（91/100～111/100）に決定された者が1,928名（69.4%）、下位区分（0/100～77.5/100）に決定された者が9名（0.3%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（平成31年4月1日現在）

富山県			国		
支給率	自己都合	定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)	最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
自己都合 その他					
1人当たり					
平均支給額					
	1,426千円	21,994千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		1,195,184千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（平成30年度決算）		151,308円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	21人	20%	20%
大阪市	1人	16%	16%
名古屋市	1人	15%	15%
富山市	7,729人	3%	3%
上記以外の県内市町村	7,201人	0%	0%
医師	153人	16%	16%
総計・平均支給率（注）	15,106人	1.73%	1.73%

注 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		1,361,092千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（平成30年度決算）		203,361円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		44.3%	
注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		(9.9%)	
手当の種類（手当数）		27種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額740円以内
指導訓練手当	消防学校、総合衛生学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額450円 又は月額11,540円
社会福祉業務手当	厚生センター、障害者相談センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額10,500円以内又は日額500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額の100分の16以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額17,420円以内又は給料月額の100分の8以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000円以内又は勤務1回につき9,000円以内又は勤務1時間につき2,100円
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	勤務1回につき3,550円以内、通勤距離により1,140円以内の額を加算

精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額300円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額450円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	・毒劇物を使用した研究 ・病理細菌の試験検査 ・汚水施設等を有する工場等の立入検査等	日額300円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	日額740円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額300円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	・獣畜のと殺・解体 ・死亡家畜の解体検査等	業務により給料月額の100分の10以内又は日額1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額820円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の100分の8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額18,000円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	・漁業取締、水産試験調査 ・渡船の運航 ・ひき船作業	業務により日額810円以内又は月額6,600円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額670円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額1,000円以内

特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額300円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額300円
警察職員業務手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	日額2,000円等
教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額16,000円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額200円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業1時間1,070円
道路補修手当	土木センターに勤務する単純労務職員	道路補修業務	日額270円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成30年度決算	3,147,059千円	487千円
平成29年度決算	3,297,860千円	506千円

⑥その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (30年度決算)
扶養手当	(1) 扶養親族1人につき 行政職給料表7級以下 は6,500円、行政職給料 表8級相当以上は3,500 円 ただし子は10,000円 2) 満16歳年度初めから満 22歳年度末までの間にあ る子1人につき、5,200 円を加算	異	○国の制度 (1) 同じ (2) 満16歳年度初めから満 22歳年度末までの間にあ る子1人につき、5,000 円を加算	千円 1,401,040	円 255,711
住居手当	借家等 (1) 家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 (2) 家賃20,000円を超える場 合 11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額 27,000円)	異	○国の制度 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2) 家賃23,000円を超える 場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円)	千円 607,922	円 303,506
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額に よる一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1) 同じ (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~31,600円 (3) なし	千円 1,435,470	円 109,687

初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を通減して支給 (最高支給月額308,600円) 獣医師 採用後20年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を通減して支給 (最高支給月額35,000円)	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 464,858	円 2,312,726
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100km以上の場合に8,000~70,000円を加算	同		千円 69,544	円 496,741
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同		千円 1,131,583	円 734,794
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	異	1時間当たりの給与額の算定に、寒冷地手当、特地勤務手当・へき地手当、月額の特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。	千円 462,804	円 71,586
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数			千円 224,432	円 34,715
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,800円 ・福祉施設等における管理監督 7,400円 ・医療当直看護師等6,900円 医師 21,000円	同		千円 508,363	円 277,794

管理職員特別勤務手当	(1) 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000～6,000円を支給	同		千円 1,994	円 664,500
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 13,996	円 61,655
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 3級地 12% 2級地 8% 4級地 16%	同		千円 12,717	円 847,810
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			千円 543,754	円 69,118
定時制通信教育手当	定時制・通信制教育に従事する教育職員に給料の6% (管理職手当受給職員は4%)を支給			千円 50,190	円 222,080
産業教育手当	実習を伴う農業・水産・工業に関する科目を主として担任する教育職員に給料の6%を支給			千円 72,340	円 288,208
へき地手当	山間地等に所在する学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地12% 5級地 25% 3級地16% 準ずる地域4%			千円 29,097	円 330,652

農林漁業普及指導手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500~14,500円を支給ただし、管理職は支給対象外	/	千円	円
			21,853	180,600

(11) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	
給 料	知 事	1,300,000 円
	副知事	1,020,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副議長	860,000 円
	議 員	780,000 円
期 末 手 当	知 事	(30年度支給割合)
	副知事	3.35 月分
	議 長	(30年度支給割合)
	副議長	3.35 月分
	議 員	
退 職		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	知 事	130万円×在職月数×0.65 40,560 千円 (任期毎)
	副知事	102万円×在職月数×0.45 22,032 千円 (任期毎)

注 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成31年4月1日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8:30～17:15
休憩時間	12:00～13:00

注1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

(2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇期間	平成30年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20日（1年あたり）	平均 11.4日	平均 10.7日	平均 12.0日	
特別休暇	夏期休暇	5日以内（1年あたり）	平均 4.7日	平均 4.8日	平均 4.9日
	ボランティア休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 3人	取得者 6人	取得者 一人
	育児参加休暇	8日以内（1年あたり）	取得者 64人	取得者 71人	取得者 63人
	家族看護休暇	5日以内（1年あたり）	取得者516人	取得者1,451人	取得者148人
	短期介護休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 66人	取得者 117人	取得者 8人
	育児時間	1日2回、1日を通じて90分以内	取得者 94人	取得者 86人	取得者34人
病気休暇	原則90日以内	取得者146人	取得者 341人	取得者 73人	
介護休暇	6月以内	取得者 2人	取得者 9人	取得者 一人	

注1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、平成30年（H30.1.1～H30.12.31）の取得状況を記載しています。

注2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、平成30年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等	平成30年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 72人	取得者 182人	取得者 22人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間	取得者 一人	取得者 1人	取得者 一人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年を超えない期間	取得者 1人	取得者 一人	取得者 一人
育児部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内	取得者 10人	取得者 3人	取得者 10人
修学部分休業	大学等において修学する場合に2年を超えない期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人
高齢者部分休業	55歳（医師及び歯科医師については60歳）に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人

注 取得者数は、平成30年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成30年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	一人	17人	一人	一人	17人
教育委員会	一人	76人	一人	一人	76人
警察本部	一人	5人	一人	一人	5人
合計	一人	98人	一人	一人	98人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成30年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	1人	一人	1人	一人	2人
教育委員会	2人	2人	1人	3人	8人
警察本部	1人	2人	3人	一人	6人
合計	4人	4人	5人	3人	16人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成30年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	一件	131件	一件
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	一件	一件	一件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	36件	9件	一件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	一件	一件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	9件	4件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	522件	63件	11件

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	11件	1件	1件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	10件	83件	6件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	5件	1件	1件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない範囲において勤務しないこと	1件	1件	1件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	1件	1件	1件
合 計	593件	290件	17件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成30年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発 生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	37件	28件	2件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	1件	1,834件	1件

注1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第17条）

7 職員の人事評価の状況

(1) 知事部局等

① 能力評価の状況

ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

イ 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間に実施します。

② 業績評価の状況

業績評価については、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

(2) 教育委員会

① 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

② 評定時期

評定は前年の11月1日から10月31日までの1年間に実施します。

(3) 警察本部

① 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の能力評価及び業績評価の結果を基に

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合評価を行います。

ア 能力評価

倫理、方策の立案、判断、説明・調整、業務運営、組織統率・人材育成、事案対応、部下の育成・活用、協調性、報告・連絡、業務遂行、知識・技術、コミュニケーションの評価項目ごとにAからEの5段階で評価を行います。

イ 業績評価

目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に職務の目標達成度や目標以外への業務の取組状況をAからEの5段階で評価を行います。

② 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

8 職員の退職管理の状況

平成30年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

	退職者数	再就職者数				
		県（特別職・再任用・嘱託）	県出資法人（50%以上）	民間企業	市町村、その他の団体	
知事部局等	67人	59人	27人	11人	9人	12人
教育委員会	72人	67人	32人	1人	3人	31人
警察本部	12人	12人	1人	—人	4人	7人
合計	151人	138人	60人	12人	16人	50人

※退職者数は、課長級以上の退職者の数です。

9 職員の研修の状況

平成30年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

(1) 知事部局等

研 修 名		延べ開 講日数	修了者数
繰返し研修		31日	1,151人
	新任所属長研修	2日	46人
	新任所属長代理研修	3日	44人
	新任係長研修	8日	87人
	職員3年目研修	2日	159人
	新任職員研修	12日	492人
	ステップ1研修(34歳)	1日	88人
	ステップ2研修(40歳)	1日	95人
	ステップ3研修(46歳)	1日	96人
	臨時的任用職員等研修	1日	44人
単位制研修		111日	1,155人
	課長クラス向け研修	3日	61人
	課長補佐クラス研修	8日	190人
	係長クラス研修	7日	129人
	主任クラス向け研修	50日	287人
	主事・技師クラス向け研修	43日	488人
キャリア開発研修		34日	859人
	管理者(合同)研修	3日	293人
	県内若手社員・職員共同研修	1日	5人
	若手職員初心に帰る研修	1日	70人
	民間経営の手法に学ぶ研修	1日	16人
	キャリアデザイン研修	1日	23人
	キャリア・シフトチェンジのためのワークショップ	1日	3人
	ナレッジ研修	6日	89人
	仕事・子育て両立支援研修	1日	18人
	女性職員キャリアサポート研修	1日	14人
	働きやすい職場環境づくり促進研修	2日	40人
	事務職員総合研修	2日	51人
	その他	14日	237人
	合 計		176日

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

(2) 教育委員会

		研 修 名	開講日数	受講者数		
年 次 研 修		初任者研修会	小・中・高・特	15日	189人	
		新規採用教職員研修会	幼	8日	37人	
			養教教諭	13日	5人	
			学校栄養職員	12日	1人	
		6年次教職員研修会		4日	169人	
		中堅教諭等資質向上研修		1～13日	555人	
	11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	13日	155人		
	16年次教職員研修会	小・中・高・特	延べ18時間	134人		
	基 本	管 理 職 研 修	小・中学校校長研修会		1日	265人
			小・中学校初任校長研修会		2日	32人
			県立学校校長研修会		1日	65人
			県立学校初任校長研修会		1日	18人
			小中県立学校3年次校長研修会		半日	32人
			「目標達成度による教員評価」の面談者研修		1日	70人
			校長・教頭倫理指導研修会		1日	138人
			園長等運営管理協議会		2日	90人
小・中学校教頭研修会				1日	289人	
小・中学校初任教頭研修会				2日	47人	
県立学校教頭研修会A				1日	44人	
県立学校教頭研修会B				1日	24人	
県立学校教頭研修会				1日	124人	
県立学校事務(部)長研修会				1日	55人	
研 修	職 務 研 修	新任教務主任研修会(小中)		3日	63人	
		新任教務主任研修会(県立)		3日	30人	
		県立学校等教務主任研修会		1日	71人	
		生徒指導主事研修会	小・中	1日	288人	
			高・特	1日	68人	
		校内研修活性化研修会		3日	25人	
		保健主事研修会		1日	197人	
		給食主任研修会		1日	175人	
		特別支援学級等新任担当教員研修会		5日	84人	
		特別指導者招へい研修講座		10日	22人	
		養護教諭研修会		2日	688人	
		栄養教諭・学校栄養職員研修会		2日	230人	
		学校給食指導者研修会		2日	88人	
		学校事務職員初任研修会		1日	39人	
学校事務職員現任主任研修会		1日	20人			
衛生管理研修会		1日	69人			
県立学校校務助手等研修会		1日	37人			

専 門 研 修		交通安全講習会	1日	86人
	理科	理科教育講座	8日	62人
		高等学校理科実験実技研修会	2日	26人
	英語	英語教員研修会	2日	140人
	体育	小学校体育実技指導者講習会	2日	136人
		中・高等学校体育実技指導者講習会	1日	89人
		運動部活動指導者研修会	1日	33人
		水泳指導者講習会	1日	36人
	産業	集団登山引率者講習会	4日	61人
		産業教育新技術等講習会	6日	106人
	教育 課 程	幼稚園教育課程研究協議会	1日	192人
		小学校教育課程研究協議会	1日	1,192人
		中学校教育課程研究協議会	1日	537人
		高等学校教育課程講習会	1日	742人
		特別支援学校教育課程研究協議会	1日	169人
	教育相談	学校カウンセリング講座	10日	142人
	生活指導	生徒指導セミナー	4日	263人
	進路指導	中・高進路指導研修会	4日	323人
	情 報 教 育	初歩からのプログラミング研修会	2日	20人
		デジタル教材活用研修会	2日	28人
		授業力向上のためのICT活用研修会	4日	28人
		校務のためのPC活用研修会	6日	99人
		児童生徒のICT活用の充実と情報モラル指導研修会	2日	57人
	特別 支 援 教 育	特別支援教育講座	6日	101人
		特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2日	24人
		発達障害教育研修会	1日	92人
		特別支援教育コーディネーター研修会	2日	38人
	図書館教育	図書館教育講習会	1日	66人
	国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	2日	22人
	学校 経 営	小・中学校経営研修会	3日	40人
校務の業務改善マネジメントセミナー		2日	35人	
県立学校経営研修会		3日	31人	
保護者対応	保護者との良好な関係づくり研修会	1日	101人	
キャリア教育	キャリア教育指導者養成研修	10日	5人	
保育	保育技術協議会	2日	55人	

(3) 警察本部

研修機関	課程名	延べ開講日数	修了者数	
警察大学校	警察運営科	2週又は3週	4人	
	任用科	警部本課程（50歳未満）	4月	19人
		警部特別短期課程（50歳以上56歳未満）	2週	5人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	2週	2人
		教官養成科	1月	3人
		専科	5日～36日	26人
		指定職種任用科	5日～19日	6人
		研究科	10日～53日	3人
	特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月	2人
		捜査幹部養成科	2週	1人
国際警察センター	語学研修科・専科	5日～326日	6人	
財務捜査研修センター	財務捜査研修科	9日～88日	4人	
取調べ技術総合研究・研修センター	取調べ技術・捜査指揮研修	10日	1人	
サイバーセキュリティ対策研究・研修センター	サイバー捜査研修科	12日～15日	5人	
附属警察情報通信学校	専科	5日～26日	3人	
管区警察学校	任用科	警部補（46歳未満）	8週	34人
		巡査部長（41歳未満）	6週	54人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	4人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	4人
		専科	5日～32日	51人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	93人
		新規採用の一般職員	24日	11人
		初任補修科	3月又は2月	83人
	任用科	警部補（46歳以上）	12日	0人
		巡査部長（41歳以上）	12日	0人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	51人
	専科	4日～18日	295人	
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現任科	3日～90日	10人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(10) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成30年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断	全職員	3,764人	3,158人	1,415人
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,324人	3,998人	951人
	特別健康診断	有害業務従事者等	1,432人	—	1,228人
	健康相談	希望職員	936人	健康管理医配置 56校 心の健康管理医 4人委嘱	950人
	健康教室	指定年齢の職員、希望者、要観察者等	200人	—	1,581人
その他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	112人	430人	129人
福利厚生事業に係る決算額			千円 109,008	千円 139,703	千円 53,408
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 1,282	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成29年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区 分		主 な 内 容	給 付 の 状 況					
			地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	保健給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 93,227	千円 882,543	件 180,605	千円 1,914,200	件 57,437	千円 601,296
	休業給付	傷病手当金 育児休業手当金	908	156,083	2,033	361,532	336	49,254
	災害給付	災害見舞金	—	—	1	1,000	1	500
附加給付等		出産費附加金 一部負担金払戻金	645	23,698	1,859	61,779	452	19,027
計			94,780	1,062,324	184,498	2,338,511	58,226	670,077

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成30年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	67	6,665	82	17,039	56	13,930
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	3	6,625	0	0	2	7,280
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,604	10	24,006	9	26,426
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	11	4,930	17	28,551	13	7,950
計		84	24,824	109	69,596	80	55,586

11 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

平成30年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用予定人員 (a)	申込者数 (b)	申込倍率 (b/a)	第一 次 試 験			第 二 次 試 験			最終競争倍率 (c/f)	女性合格者		拡大枠合格者 (31～35歳)		試験日	
				受験者数 (c)	受験率 (c/b)	合格者数 (d)	競争倍率 (c/d)	受験者数 (e)	受験率 (e/d)		合格者数 (f)	人数 (g)	比率 (g/f)	人数 (h)		比率 (h/f)
上 級																
総合行政	52	367	7.1倍	284	77.4%	102	2.8倍	95	93.1%	60	4.7倍	20	33.3%	1	1.7%	(第一次) 平成30年6月24日
警察事務	3	68	22.7倍	37	54.4%	7	5.3倍	5	71.4%	3	12.3倍	3	100.0%	1	33.3%	
心理	2	10	5.0倍	9	90.0%	6	1.5倍	6	100.0%	3	3.0倍	3	100.0%	1	33.3%	
社会福祉	2	7	3.5倍	6	85.7%	5	1.2倍	4	80.0%	2	3.0倍	2	100.0%	0	0.0%	
環境	2	9	4.5倍	8	88.9%	5	1.6倍	5	100.0%	2	4.0倍	1	50.0%	1	50.0%	
管理栄養士	1	17	17.0倍	14	82.4%	5	2.8倍	5	100.0%	2	7.0倍	2	100.0%	0	0.0%	
工業研究(化学)	2	10	5.0倍	8	80.0%	6	1.3倍	5	83.3%	3	2.7倍	0	0.0%	1	33.3%	
工業研究(電子)	1	1	1.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
工業研究(機械・金属)	2	11	5.5倍	6	54.5%	4	1.5倍	3	75.0%	2	3.0倍	1	50.0%	1	50.0%	
農業	5	24	4.8倍	19	79.2%	15	1.3倍	14	93.3%	9	2.1倍	8	88.9%	0	0.0%	
林業	4	13	3.3倍	8	61.5%	7	1.1倍	7	100.0%	5	1.6倍	1	20.0%	0	0.0%	
水産	2	6	3.0倍	5	83.3%	5	1.0倍	5	100.0%	2	2.5倍	0	0.0%	0	0.0%	
総合土木	17	33	1.9倍	27	81.8%	25	1.1倍	24	96.0%	23	1.2倍	4	17.4%	0	0.0%	
建築	2	7	3.5倍	6	85.7%	6	1.0倍	5	83.3%	3	2.0倍	0	0.0%	1	33.3%	
電気	2	13	6.5倍	5	38.5%	4	1.3倍	4	100.0%	1	5.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
少年警察補導員	1	3	3.0倍	2	66.7%	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
林業(特別募集)	5	17	3.4倍	15	88.2%	10	1.5倍	8	80.0%	5	3.0倍	2	40.0%	2	40.0%	(第一次)平成30年12月2日 (第二次)平成30年12月26日
電気(特別募集)	若	8	4.0倍	5	62.5%	4	1.3倍	3	75.0%	2	2.5倍	0	0.0%	0	0.0%	
計	107	624	5.8倍	464	74.4%	216	2.1倍	198	91.7%	127	3.7倍	47	37.0%	9	7.1%	
中 級																
臨床検査技師	3	12	4.0倍	10	83.3%	8	1.3倍	6	75.0%	4	2.5倍	3	75.0%	—	—	(第一次) 平成30年9月23日
学校栄養職員	2	31	15.5倍	26	83.9%	8	3.3倍	8	100.0%	2	13.0倍	1	50.0%	—	—	
計	5	43	8.6倍	36	83.7%	16	2.3倍	14	87.5%	6	6.0倍	4	66.7%	—	—	
初 級																
一般事務	5	28	5.6倍	21	75.0%	14	1.5倍	14	100.0%	8	2.6倍	7	87.5%	—	—	(第二次) 平成30年10月15日, 10月22,23日
一般事務(身障者)	1	6	6.0倍	5	83.3%	4	1.3倍	4	100.0%	1	5.0倍	0	0.0%	—	—	
学校事務	9	35	3.9倍	29	82.9%	18	1.6倍	18	100.0%	9	3.2倍	5	55.6%	—	—	
警察事務	2	37	18.5倍	29	78.4%	6	4.8倍	6	100.0%	2	14.5倍	2	100.0%	—	—	
警察事務(身障者)	1	0	0.0倍	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	18	106	5.9倍	84	79.2%	42	2.0倍	42	100.0%	20	4.2倍	14	70.0%	—	—	
准 予 備 職 員																
行政	6	60	10.0倍	41	68.3%	14	2.9倍	13	92.9%	7	5.9倍	0	0.0%	—	—	(第一次)平成30年10月14日 (第二次)平成30年11月18日
総合土木	若	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	1	50.0%	—	—	
計	8	62	7.8倍	43	69.4%	16	2.7倍	15	93.8%	9	4.8倍	1	11.1%	—	—	
職 員 総 計	138	835	6.1倍	627	75.1%	290	2.2倍	269	92.8%	162	3.9倍	66	40.7%	—	—	
警 官																
男性警察官A(第1回)	35	325	9.3倍	130	40.0%	114	1.1倍	94	82.5%	41	3.2倍	—	—	2	4.9%	(第一次) 平成30年7月8日 (第二次) 平成30年8月9日, 8月27～31日
男性警察官A(武選(剣道))	1	1	1.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
女性警察官A(武選(柔道))	1	3	3.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
女性警察官A(第1回)	8	91	11.4倍	43	47.3%	33	1.3倍	25	75.8%	12	3.6倍	—	—	1	8.3%	
警察官A(情報技術)	3	9	3.0倍	2	22.2%	1	2.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	—	—	
男性警察官A(第2回)	9	160	17.8倍	53	33.1%	37	1.4倍	30	81.1%	11	4.8倍	—	—	0	0.0%	(第一次) 平成30年9月16日 (第二次) 平成30年10月19日, 11月5～9日
女性警察官A(第2回)	2	39	19.5倍	12	30.8%	7	1.7倍	5	71.4%	2	6.0倍	—	—	0	0.0%	
男性警察官B	22	201	9.1倍	94	46.8%	80	1.2倍	76	95.0%	27	3.5倍	—	—	0	0.0%	
女性警察官B	4	65	16.3倍	30	46.2%	13	2.3倍	12	92.3%	4	7.5倍	—	—	0	0.0%	
計	85	894	10.5倍	384	40.7%	285	1.3倍	243	85.3%	97	3.8倍	—	—	3	3.1%	

※「若」は2名として計算

② 受験資格（平成30年度実施分）

＜上級＞(1)次のいずれかに該当する者

ア 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者

(イ)富山県人事委員会がア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2)次の試験区分については、次の要件が必要です。

試験区分	要 件
心 理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成31年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
社会福祉	社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成31年3月までに同資格を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は平成31年実施の管理栄養士国家試験に合格し、管理栄養士免許を取得する見込みの者
少年警察補導員	次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成31年3月までに卒業若しくは修了見込みの者 ・教育職員免許法による普通免許状を有する者又は平成31年3月までに当該免許状を取得する見込みの者

＜中級・初級＞

試験区分	受 験 資 格	
中 級	学校栄養職員	平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、栄養士免許を有する者又は平成31年4月までに栄養士免許を取得する見込みの者
	臨床検査技師	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、臨床検査技師免許を有する者又は平成31年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
初 級	一般事務	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
	一 般 事 務 (身体障害者対象)	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（1～6級） イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 ウ 富山県内に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む。）
	学校事務	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
	警察事務	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
	警 察 事 務 (身体障害者対象)	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（1～6級） イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 ウ 富山県内に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む。）

<職務経験者（UIJターン）>

次の全てに該当する者

ア 昭和53年4月2日以降に生まれた者

イ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する者

試験区分	職務経験
行政	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における職務経験が7年以上ある者（平成30年3月31日現在）
総合土木	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における土木関係の設計、施工管理の職務経験が5年以上ある者（平成30年3月31日現在）

注：民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、週30時間以上で6か月以上継続して就業した期間が該当する。

ウ 平成30年3月31日現在で富山県外に在住の者

<警察官>

試験区分	受験資格
男性警察官A 男性警察官A（武道）	昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者
女性警察官A	昭和58年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者
警察官A （情報技術）	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者
男性警察官B	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者を除く。
女性警察官B	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成30年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	30. 5. 11	30. 5. 14 ～ 30. 6. 1 ※30. 5. 14 ～ 30. 5. 29	30. 6. 24	30. 7. 3	30. 8. 17
中 級	30. 5. 11	30. 8. 1 ～ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ～ 30. 8. 17	30. 9. 23	30. 10. 4	30. 10. 31
初 級	30. 5. 11	30. 8. 1 ～ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ～ 30. 8. 17	30. 9. 23	30. 10. 4	30. 10. 31
職務経歴者 (UIJターン)	30. 7. 27	30. 8. 27 ～ 30. 9. 18	30. 10. 14	30. 10. 31	30. 12. 4
男性警察官A (第1回)	30. 5. 11	30. 5. 14 ～ 30. 6. 5 ※30. 5. 14 ～ 30. 5. 31	30. 7. 8	30. 7. 20	30. 9. 7
男性警察官A (第2回)	30. 5. 11	30. 8. 1 ～ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ～ 30. 8. 17	30. 9. 16	30. 10. 4	30. 11. 20
女性警察官A (第1回)	30. 5. 11	30. 5. 14 ～ 30. 6. 5 ※30. 5. 14 ～ 30. 5. 31	30. 7. 8	30. 7. 20	30. 9. 7
女性警察官A (第2回)	30. 5. 11	30. 8. 1 ～ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ～ 30. 8. 17	30. 9. 16	30. 10. 4	30. 11. 20
警察官A (情報技術)	30. 5. 11	30. 5. 14 ～ 30. 6. 5 ※30. 5. 14 ～ 30. 5. 31	30. 7. 8	30. 7. 20	30. 9. 7
男性警察官B	30. 5. 11	30. 8. 1 ～ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ～ 30. 8. 17	30. 9. 16	30. 10. 4	30. 11. 20
女性警察官B	30. 5. 11	30. 8. 1 ～ 30. 8. 22 ※30. 8. 1 ～ 30. 8. 17	30. 9. 16	30. 10. 4	30. 11. 20
上 級 (特別募集)	30. 10. 31	30. 11. 1 ～ 30. 11. 16	30. 12. 2	30. 12. 12	31. 1. 25

※インターネットで申し込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

① 採用選考の実施結果（平成30年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・職層	部局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員 事務系	部長								
	次長				1			1	
	室長	2						2	
	課長			1	11			12	
	課長補佐	1			6			7	
	係長								
	係員								
	小計	3		1	18			22	
一般職員 技術系	部長								
	次長	2						2	
	室長								
	課長	1						1	
	課長補佐								
	係長								
	係員	3		2	1			6	
	小計	6		2	1			9	
警察官	警視			7				7	
	警部			7				7	
	警部補			11				11	
	巡査部長			7				7	
	巡査長			4				4	
	巡査								
	小計			36				36	
計	9		39	19				67	

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成30年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後の職層等	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・委員会	合計	
					事務局	県立学校	市町村立学校			
一般職員	事務	部長	10			1			11	
		次長	9	1				1	11	
		室長	8	1		5			14	
		課長	30		4	1	3		38	
		課長補佐	46	1	2	6	2	11	3	71
		係長	36		14	1	4			55
		(小計)	139	3	20	14	9	11	4	200
	技術	部長	2							2
		次長	5	1						6
		室長	22	1						23
		課長	47							47
		課長補佐	91	3						94
		係長	63	5				1		69
		(小計)	230	10				1		241
合計		369	13	20	14	9	12	4	441	
警察官	警視	部長			4				4	
		参事官			7				7	
		課長			10				10	
		(小計)			21				21	
	警部	次席			16				16	
		統括実務指導官			5				5	
		(小計)			21				21	
	警部補	主任実務指導官			11				11	
		係長統括			9				9	
		(小計)			20				20	
	巡査部長	実務指導官			24				24	
巡査長				75				75		
合計				161				161		

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、平成30年10月12日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 給与の改定

① 月例給

< 公民給与の比較 >

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均0.17% (617円) 下回っている。

< 月例給の改定 >

県職員の給与が民間の給与を下回っていることから、月例給を引上げ (616円 (0.17%)) 。

(行政職平均給与月額 358,292円 (平均年齢43.6歳))

② 期末・勤勉手当

ア 民間の支給割合 4.47月 (県職員の年間支給月数 4.40月)

イ 支給月数の引上げ 年間月数 4.40月分→ 4.45月分 (勤勉手当に配分)

③ 宿日直手当

- ・ 人事院勧告に準じて支給額を引上げ

(2) 人材の確保・育成

① 有為で多様な人材の確保

- ・ 職員の採用を取り巻く諸情勢を見極めながら、積極的な人材確保策を展開するとともに、時代に対応した職員の採用について検討を行い、引き続き、有為で多様な人材の確保に努める必要
- ・ UIJ ターン希望の職務経験者を対象とした採用試験を実施。また、身体障害者を対象とした採用試験については、平成25年に改正された障害者雇用促進法等の関係法令等の趣旨や平成30年4月からの法定雇用率の引上げ等を踏まえ、障害者の採用に積極的かつ適正に努めていく必要
- ・ 人材確保対策事業として、少人数説明会や東京、大阪、名古屋でのセミナーをはじめ、女性限定セミナー、新たに社会人向けのセミナー開催などきめ細かく実施
- ・ 平成29年5月の地方公務員法の一部改正により、一般職非常勤職員としての会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月から施行。本県においても、非常勤職員の任用や勤務条件の整備について法改正の趣旨、国や他の都道府県の動向などを踏まえながら適切に対応する必要

② 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要。本県では、「特定事

業主行動計画」を策定し、知事部局及び教育委員会において、女性職員の採用割合や管理職（2023年4月までに15%以上）、課長補佐級・係長級（同30%以上）への登用目標を設定

- ・ 職員採用における本県の女性比率は、国に比べて高い水準にあるが、今後とも、より多くの有為な女性の採用が図られるよう、募集活動を積極的に展開していく必要
- ・ 引き続き、男女共同参画推進条例の基本理念である「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」の実現に向け、一層の女性職員の管理職への登用や職域拡大を推進する必要

③ 時代の要請に応じた職員の育成

- ・ 今後とも、北陸新幹線開業後の新しい時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要
- ・ 職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を引き続き推進していく必要

④ 人事評価制度の着実な推進

- ・ 平成28年4月の地方公務員法の一部改正において、人事評価を能力評価と業績評価の両面から行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされた。
- ・ 知事部局では、従来から業績評価制度を実施し、結果を昇給及び勤勉手当に反映し、能力評価も改正法の趣旨を踏まえ実施。教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施
- ・ 法改正の趣旨に留意し、引き続き、職員の能力向上と意欲向上や効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、能力・実績に基づく人事管理の着実な推進に取り組む必要

(3) 働き方改革の推進

① 長時間勤務の改善等

- ・ 平成29年、長時間勤務の改善には、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者、職員の意識改革、③業務改革等の徹底が重要と報告
- ・ 県では、働き方改革推進チームを設置し、知事部局では、新たな取組みとして、①講演会の開催、②臨時職員の配置、③所属長ヒアリング等を実施
- ・ 教育委員会では、過労死と認定される事案が平成28年に発生したが、教員の多忙化解消に向け、これまでも国の動きを踏まえ、意識改革の取り組みなどを進めてきており、新たな取組みとして、①部活動の在り方に関する方針の策定、②スクール・サポート・スタッフの配置、③部活動指導員の配置などを実施
- ・ こうしたなか、国では、時間外労働の上限設定などを盛り込んだ働き方改革関連法が成立

- ・ 国家公務員については超過勤務命令の上限を人事院規則として制定予定であり、文部科学省においても教員の勤務時間の上限を盛り込んだガイドラインの策定を検討中
- ・ 各任命権者には、国や他の都道府県の動向に留意しつつ、平成29年に報告した3点について引き続き取組みを進める必要
- ・ 本委員会としても、任命権者の取組みを注視しながら、必要な助言や支援を検討・実施

ア 勤務時間の適正な把握

- ・ 勤務時間の管理は、労働法制上求められる使用者としての責務であるとともに、業務改革や長時間勤務の改善を進めていくための基礎として必要不可欠
- ・ 知事部局等では、共通事務システムの改修により、上司の事前命令を原則とする時間外勤務申請制度を平成30年10月から導入。教育委員会（県立学校）では、パソコンを活用した自己申告による出退勤時間と業務内容の把握を平成29年から実施中

イ 任命権者、管理監督者、職員の意識改革

- ・ 各任命権者において、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るとともに、管理監督者自らが①業務の優先順位等を踏まえ、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②深夜の時間外勤務はやむを得ない場合に限るとともに、週休日等に勤務した場合は振替制度を積極的に活用すること、③業務改善や業務分担の見直し等による業務の平準化などに努めることが重要
- ・ 職員一人ひとりも、ワーク・ライフ・バランスのとれた勤務スタイルを実現すべきとの意識を強く持ちつつ、計画的・効率的な事務処理を進めていくことが重要

ウ 業務改革等の徹底

- ・ 長時間勤務の改善は、組織運営の問題であり、組織全体として業務量の削減など業務改革に積極的に取り組む必要。その際には、AIやICTを活用した業務実施方法等の検討も必要
- ・ 学校現場においては、文部科学省から、平成30年2月に業務改善及び勤務時間管理等についての通知が行われるとともに、教職員が担う業務のあり方や勤務のあり方などについて引き続き、検討中。教育委員会では、平成30年度策定した部活動の在り方に関する方針に基づき、休養日等の設定や部活動指導員等の活用により部活動の負担軽減を図るとともに、国の動向等を注視しながら、各学校の実態に応じた業務見直しを進め、教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組むことが必要

② 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 特定事業主行動計画に基づき、家族看護休暇や育児休業制度等の充実、男性職員の育児参画休暇の拡充、介護休暇の分割取得等の導入、育児や介護を行う必要

がある職員を対象とした早出遅出勤務の導入やテレワークの試行実施など、多様な働き方の支援に積極的に取り組んでいる。

- ・ 引き続き、各種制度の積極的な活用、特に男性職員の育児休業や介護休暇の取得促進等を図り、職員が安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立支援を推進していくことが重要

③ 柔軟で多様な働き方の実現に向けて

- ・ ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、朝型勤務制度やテレワークを実施。引き続き、それらの取組み状況や、各省庁のフレックスタイム制の実施状況、他の都道府県の動向などを踏まえながら、多様な働き方の仕組みづくりについて検討を行う必要。特に、テレワークについては、育児・介護等を行う職員がその能力等を最大限発揮できるよう、より利用しやすい環境の整備が必要

(4) 心身の健康づくりの充実等

- ・ ストレスチェック制度は、職員のメンタルヘルス不調を未然防止するための有効な手段として最大限機能するよう、研修会の開催など制度運用の充実を図りながら、積極的に取り組んでいく必要
- ・ セクシュアル・ハラスメント対策、パワー・ハラスメント対策、マタニティ・ハラスメント対策については、職員一人ひとりの意識啓発を図るなど防止対策を積極的に推進するとともに、相談体制の充実など、職員にとって相談しやすい環境づくりに取り組む必要

(5) 定年の引上げ

- ・ 人事院では、平成30年8月に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。その主な内容は、①一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げ、②役職定年制や短時間勤務制を導入、③60歳を超える職員の年間給与は60歳前の7割水準に設定すること等である。
- ・ 高齢層職員の培ってきた能力及び経験を活用していくことは不可欠であり、本県においても国や他の都道府県の動向を注視しながら職員の定年の引上げについて検討を進めていく必要

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成30年度においては、前年度から繰り越した事案及び新たな措置要求事案はありませんでした。

H30.3.31 現在 未処理件数	H30.4.1～ H31.3.31 の 措置要求件数	H30.4.1～ H31.3.31 の処理件数	左の内訳		H31.3.31 現在 未処理件数
			H30.3.31 現在未処理 件数にかかる 処理件数	H30.4.1 ～H31.3.31 の措置要求に 係る処理件数	
0	0	0	0	0	0

14 不利益処分に関する審査請求の状況

平成30年度において、審査請求事案はありません。

